

介護保険と障害福祉相互に相当するサービスの基準の違い

- 介護保険優先原則が適用される、相互に「相当するサービス」（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）について、介護保険と障害福祉両方の制度を比較すると、例えば以下のような違いがある。
- このため、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における基準を満たしているとは限らない。

(例) デイサービスの基準の違い

①	定員	障害福祉サービスでは、原則20名以上とされているが、介護保険サービスでは、特段基準は設けられていない。
②	人員配置	介護職員等について、障害福祉サービスでは、利用者の平均障害支援区分ごとに配置すべき人員数が定められているが、介護保険サービスでは、利用者の平均要介護度によらず、一律での配置基準が設けられている。
③	設備	障害福祉サービスでは、訓練・作業室を設置することになっており、それらは支障がない広さで足りることとなっている。一方、介護保険サービスでは、食堂及び機能訓練室を設置することになっており、利用者1人あたり3㎡の面積が必要となっている。

障害	生活介護の基準		介護	通所介護の基準	
人員配置	定員	原則20人以上	定員	—	
	管理者	常勤専従	管理者	常勤専従	
	サービス管理責任者 〔実務経験3～10年 +研修30.5時間〕	1人	生活相談員 (社会福祉士等)	1人	
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → <u>6:1</u> 平均障害支援区分4以上5未満 → <u>5:1</u> 平均障害支援区分5以上 → <u>3:1</u>	介護職員	5:1 (利用者15人まで1以上で可) (常勤1以上)	
設備	訓練・作業室	支障がない広さ	設備	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員

基準が異なるため、
両方の指定を同時に
受けることは困難

⇔